

SMBC NEWS



2017年11月24日

国家税務総局、非居住者企業の所得税源泉徴収制度を調整

国家税務総局は、2017年10月17日付で「非居住者企業所得税源泉徴収関連問題に関する公告」（国家税務総局公告2017年第37号、以下「本公告」）を公布しました。本公告は、非居住者企業の所得税源泉徴収に関する一部規定を改定し、より実務的・利便的な制度へ調整したものです。

本公告は、2017年12月1日より施行されます。また、施行前に発生済で処理されていない所得に対しても、本公告の一部が適用されます。

本公告による主な変更点は以下のとおりです。

◆ 源泉徴収義務者による備案手続の簡素化

中国の非居住者企業は、配当金・利息・賃貸料・特許権使用料・財産譲渡所得などの中国国内源泉所得について、企業所得税を中国税務機関へ納付する必要があります。また、上記納税に関しては、通常は源泉徴収義務者である支払者（中国居住者企業など）が代理納税を実施します。

従来の規定では、上記源泉徴収手続の一環として、非居住者と中国国内源泉所得が発生する業務契約を締結する際、源泉徴収義務者は税務機関への契約備案（届出）をすることなどが定められていました。

本公告では、源泉徴収手続が一部簡素化され、契約備案の手続きなどが取り消されました。なお、契約備案は不要となったものの、源泉徴収義務者は税金代理源泉徴収・代理納付帳簿などを設置し、源泉徴収状況の正確な記録が必要とされており、実務上は注意が必要です。

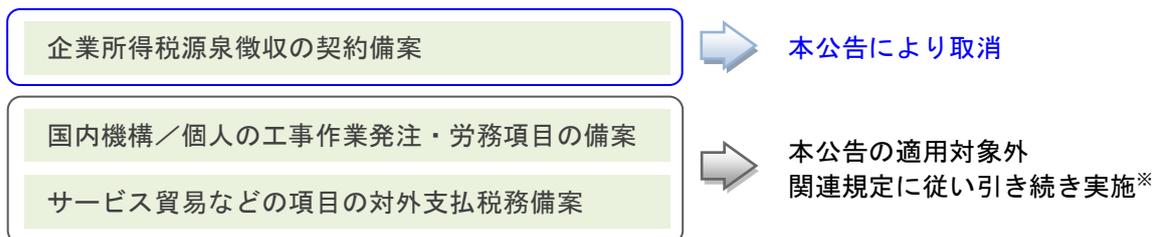
項目	変更前	変更後
根拠規定	国税発[2009]3号（全文廃止）	本公告
契約備案	第5条 源泉徴収義務者は、非居住者企業と本弁法第3条が規定する所得に関する業務契約を締結する場合、契約締結（改定・追加・延長を含む）より30日以内に、主管税務機関に「企業所得税源泉徴収契約備案登記表」・契約書写し・関連資料を送信・報告しなければならない。文書が外国語の場合、中国語翻訳も同時に添付する	取消 ただし、源泉徴収義務者は、税金代理源泉徴収・代理納付帳簿および契約書資料ファイルの設置が必須
税金清算	第18条 支払が複数回に及ぶ契約項目の場合、源泉徴収義務者は契約の最終支払の15日前までに主管税務機関に契約書の全支払明細・これまでの源泉徴収表・完納証憑などの資料を送信・報告し、源泉徴収税金の清算手続を行う	

SMBC NEWS



また、契約備案の取消により、契約締結後 30 日以内に税務機関へ関連契約資料を提出する必要はなくなりましたが、対外支払時に税務備案を実施する際に別途資料提出が必要となるケースがあります。

（参考）所得税源泉徴収に関する税務当局宛備案



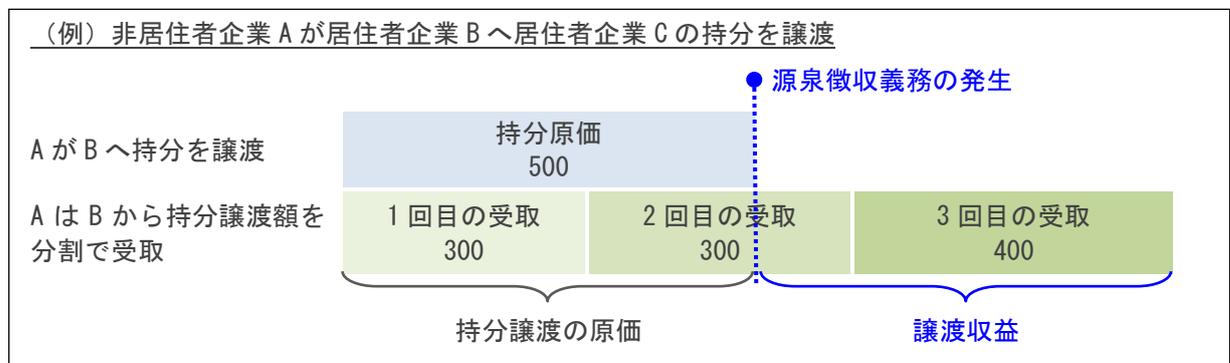
※ ≪国家税務総局：税務事項および資料送信・報告の取消に関する通知≫（税総函[2017]403号）に基づき、税務機関が関連情報を取得可能な場合、関連契約資料の写しの送信・報告は不要。

◆ 源泉徴収義務が発生するタイミング

源泉徴収義務発生日は、関連金額の実際支払日または支払期日となり（本公告第 4 条）、源泉徴収義務者は、源泉徴収義務発生日より 7 日以内に源泉徴収額を管轄税務機関へ納付する必要があります（本公告第 7 条）。

また、本公告では、配当や財産譲渡における源泉徴収義務の発生時点について、主に以下 3 点を変更・明確化しました。

- 非居住者企業が取得する課税配当所得について、関連税金の源泉徴収義務の発生時点は従来の「利益処分の決定日／実際支払日（いずれか早い方）」から「実際支払日」に変更
- 分割受取方式で取得する同一の譲渡財産所得について、源泉徴収義務の発生時点を先送り。分割で受け取った金額は投資原価の回収と見做し、全額回収後に源泉徴収義務が発生



- 源泉徴収義務者が源泉徴収しなかった（できなかった）場合、非居住者企業が税務機関から指定期限での納付を命令される前に自己申告納税すれば、期限通りの納付と見做される

SMBC NEWS



項目	変更前	変更後
根拠規定	国家税務総局公告 2011 年第 24 号（一部廃止） 国税函[2009]698 号（全文廃止）	本公告
配当・特別配当における源泉徴収義務の発生時点	国家税務総局公告 2011 年第 24 号 第 5 条 中国国内居住者企業が中国国内に機構・場所を設立していない非居住者企業に配当・特別配当などの權益性投資収益を分配する場合、 <u>利益処分の日</u> に企業所得税を代理源泉徴収・代理納付しなければならない。 <u>実際支払日が利益処分の決定日に先立つ場合、実際の支払時</u> に行う	第 7 条第二款 非居住者企業が源泉徴収すべき配当・特別配当などの權益性投資収益を取得した場合、 <u>関連課税額の源泉徴収義務発生日は、配当・特別配当などの權益性投資収益の実際支払日とする</u>
同一の譲渡財産所得の分割受取における源泉徴収義務の発生時点	国家税務総局公告 2011 年第 24 号 第 6 条（一） 非居住者企業による中国国内居住者企業の持分の直接譲渡について、持分譲渡契約・協議にて分割支払方式を約定した場合、 <u>契約・協議の発効かつ持分変更手続きの完了時に、収入確認が実現する</u>	第 7 条第三款 非居住者企業が分割受取方式にて源泉徴収所得税が同一の譲渡財産所得を取得した場合、 <u>その分割受取金額は以前の投資財産回収の原価と見做して、原価すべての回収後に、課税額を計算かつ源泉徴収することができる</u>
非居住者企業の自己申告納税期限	国税函[2009]698 号 第 2 条 源泉徴収義務者が法に基づき源泉徴収していないまたは源泉徴収義務を履行することができない場合、非居住者企業は <u>契約・協議が約定する持分譲渡日（譲渡側が事前に持分譲渡収入を取得する場合、実際の持分譲渡収入の取得日）より 7 日以内に、持分を譲渡される中国居住者企業の所在地の主管税務機関（当該居住者企業の所得税徴収管理を担当する税務機関）に企業所得税を申告納税しなければならない。</u> 非居住者企業が期限に従い事実通りに申告していない場合、 <u>税収徴収管理法の関連規定に基づき処理する</u>	第 9 条第二款 非居住者企業が企業所得税法第 39 条の規定に基づき税金を申告納付していない場合、 <u>税務機関は指定期限に納付するよう命じることができ、非居住者企業は税務機関が確定した期限に税金を申告納付しなければならない；税務機関からの指定期限での納付命令前に、非居住者企業が自己申告納税した場合、期限通りに納税したものと見做す</u>

※ 上記の3項目は、いずれも本公告の施行前に発生済で処理されていない所得にも適用

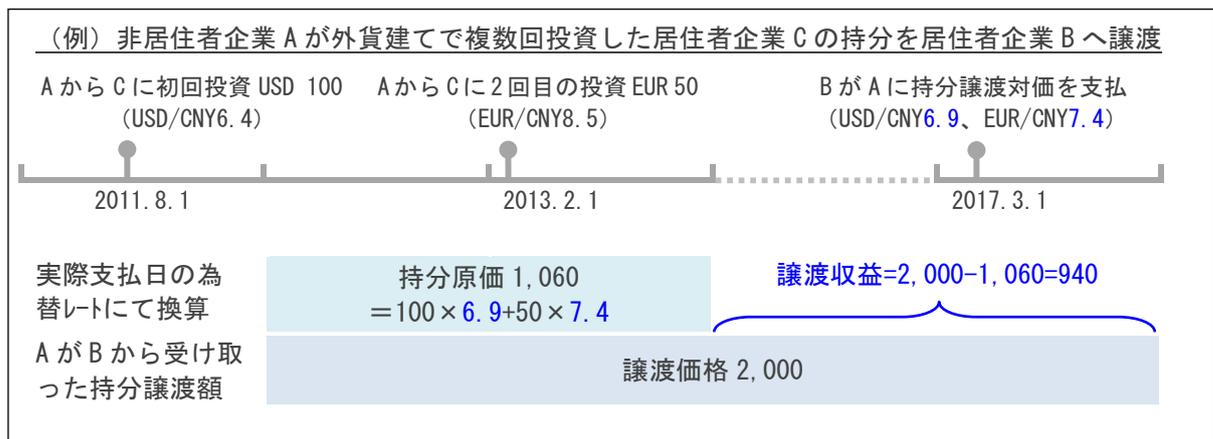
SMBC NEWS



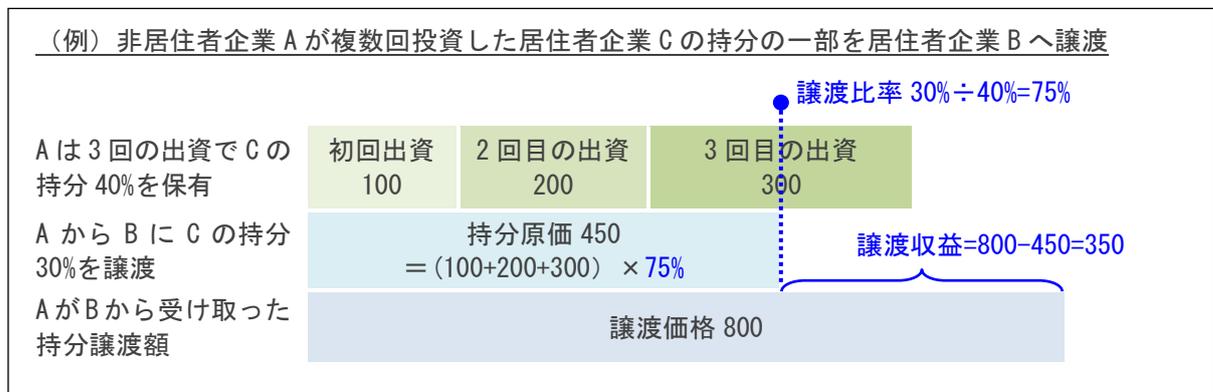
◆ 課税所得額の計算

本公告は、課税所得額の計算について、主に以下の3点を変更・明確化しました。

- 外貨建ての課税所得について、源泉徴収義務者が源泉徴収する場合は「源泉徴収義務の発生日（実際支払日／支払期日）」の人民元レート仲値で人民元へ換算して課税所得額を計算
 上記所得を、非居住者企業が自己申告納付する場合は「税金納付書の作成発行日の前日」、主管税務が指定期限に納付するよう命じた場合は「主管税務機関による納付期限の前日」の人民元レート仲値で人民元へ換算して課税所得額を計算
- 外貨建ての譲渡対象財産の原価計算について、同一非居住者企業が異なる通貨で複数回投資をしていた場合、従来の「毎回の資本投入時の為替レートにて初回資本投入時の通貨に換算」から「本公告第4条が規定する時点（実際支払日など）の為替レートで換算」に変更



- 複数回の投資により保有する持分を一部譲渡する場合、当該持分のすべての原価から譲渡比率に基づき持分譲渡原価を計算



SMBC NEWS



項目	変更前	変更後
根拠規定	国税発 2009 年 3 号 (全文廃止) 国税函[2009]698 号 (全文廃止)	本公告
外貨→人民元の 換算	<p>国税発 2009 年 3 号 第 9 条</p> <p>源泉徴収義務者の対外支払または期限到来時に支払わなければならない金額が人民元以外の外貨の場合、企業所得税の申告納付時に、<u>源泉徴収当日の国家が公布した人民元レート仲値に基づき、人民元に換算して課税所得税額を計算しなければならない</u></p>	<p>第 4 条</p> <p>源泉徴収義務者が支払うまたは期日が到来して支払わなければならない金額を人民元以外の通貨で支払うまたは価格計算する場合、以下の状況毎に外貨の換算して非居住者課税所得額を計算する：</p> <p>(一) 源泉徴収義務者が企業所得税を源泉徴収する場合、源泉徴収義務発生日の人民元レート仲値に基づき人民元に換算して計算する。源泉徴収義務発生日は、関連金額を実際に支払うまたは期日が到来して支払う日とする</p> <p>(二) 収入を取得した非居住者企業が、主管税務機関の指定期限での納付命令前に源泉徴収すべき税金を自己申告納付する場合、<u>税金納付書の作成発行日の前日の人民元レート仲値に基づき人民元に換算し、計算する</u></p> <p>(三) 主管税務機関が収入を取得した非居住者企業に指定期限に源泉徴収すべき税金を納付するよう命じた場合、<u>主管税務機関による納税期限決定日の前日の人民元レート仲値に基づき人民元に換算し、計算する</u></p>
持分 譲渡	<p>国税函[2009]698 号 第 4 条</p> <p>持分譲渡所得を計算する際、非居住者企業が持分を譲渡される中国居住者企業への投資時または元の投資側の当該持分の購入時の通貨にて持分譲渡額・持分原価額を計算する。同一非居住者企業に複数回の投資がある場合、<u>初回資本投入時の通貨にて持分譲渡額・持分原価額を計算し、加重平均法にて持分原価額を計算する；複数回の投資通貨が一致しない場合、資本投入毎に当日のレートにて初回投資時の通貨に換算しなければならない</u></p>	<p>第 5 条第一款</p> <p>財産譲渡収入・財産純額が人民元以外の通貨建ての場合、源泉徴収義務者による税金の源泉徴収・納税者による自己申告納税・主管税務機関による指定期限での納付命令の 3 状況に分け、まず非人民元建て項目の金額を本公告第 4 条の規定に基づき人民元金額に換算する；続いて企業所得税法第 19 条第二項および関連規定に基づき非居住者企業の財産譲渡所得の課税所得額を計算する</p>
複数回投資により保有する持分の一部を譲渡	なし	<p>第 3 条第四款</p> <p>複数回に渡り投資または買収した同一の持分が一部譲渡された場合、当該持分のすべての原価から譲渡比率に基づき譲渡された持分に対応する原価を計算して確定する</p>

SMBC NEWS



◆ 税収徴収管理

本公告は、税収徴収管理について、主として以下の2点を明確化しました。

● 「源泉徴収義務者の所在地の主管税務機関」と「所得発生地の主管税務機関」の区分

項目	定義（本公告第16条）	権限・責任（本公告第12条）	
(A) 源泉徴収義務者の所在地の主管税務機関	源泉徴収義務者の所在地の主管税務機関	源泉徴収義務者が源泉徴収すべきだが行っていない場合、(A)が源泉徴収義務者に税金源泉控除を命じ、併せて源泉徴収義務者の責任を追及	(A)と(B)が一致しない場合：税金追徴の責を負う(B)は、(A)を通じて関連状況の事実を確認；
(B) 所得発生地の主管税務機関	以下の原則に基づき確定： ① 不動産譲渡所得：不動産所在地の国税機関 ② 権益性投資資産譲渡所得：被投資企業の主管税務機関 ③ 配当・特別配当などの権益性投資所得：所得処分企業の主管税務機関 ④ 利息所得・賃貸所得・特許権使用料：所得の負担・支払単位の主管税務機関	納税者から税金を追徴する必要がある場合、(B)が法に基づき執行	(A)は、課税額が源泉徴収されていないことの確定日より5営業日以内に、(B)に「非居住者企業税務事項連絡状」を送付し、非居住者企業の税務事項を通知

● 「源泉徴収済だが税金未納付」と「源泉徴収すべきだが行っていない」の区分

項目	定義（本公告第14条）	罰則（中華人民共和国税収徴収管理法）
源泉徴収済だが税金未納付	源泉徴収義務者により実際に支払済だが、規定の期限内に源泉徴収額を納付しておらず、以下の状況のいずれかに該当： ① 源泉徴収義務者が代理源泉徴収済であると受取人に明確に告知している ② 財務会計処理において源泉徴収税金としてすでに単独で列挙している ③ 納税申告において、すでに源泉徴収額を単独で控除または単独の償却控除を開始している ④ その他のエビデンスにて税金が代理で源泉徴収済みであると証明される	第63条第二款 源泉徴収義務者が前款で列挙する手段を講じて、源泉徴収済・受取済の税金を納付していないまたは少なく納付した場合、税務機関はその納付していないまたは少なく納付した税金・滞納金を追徴し、併せて納付していないまたは少なく納付した税金の50%以上・5倍以下の罰金を科す；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する
源泉徴収すべきだが行っていない	前款が規定する状況を除き、税金が規定の期限内に納付入金されていない場合、すべて税金を源泉徴収すべきだが行っていない状況とする	第69条 源泉徴収義務者が源泉徴収すべきだが行っていない・税金を受け取るべきだが受け取っていない場合、税務機関は納税者から税金を追徴し、納税義務者に対して源泉徴収すべきだが行っていない・税金を受け取るべきだが受け取っていない税額の50%以上・3倍以下の罰金を科す

SMBC NEWS



◆ その他注意点

本公告と「非居住者企業の財産間譲渡に係る企業所得税の若干の問題に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 7 号) を適用する各ケースに矛盾はありません。

	本公告	国家税務総局公告 2015 年第 7 号
同一の国外企業の持分譲渡が 2 項目以上の中国課税財産の間譲渡になる場合 ↓ 中国国内において同一項目の所得に該当しない	<p>第 10 条</p> <p>非居住者企業が取得した同一の所得に国内で複数の所得発生地が存在し、複数の主管税務機関に関わる場合、企業所得税法第 39 条の規定に基づき源泉徴収していない税額を自己申告納付する際、一カ所を選び、本公告第 9 条が規定する申告納税事務を行うことができる。申告受理地の主管税務機関は、申告受理後 5 営業日以内に、源泉徴収義務者の所在地および同一所得のその他発生地の主管税務機関に「非居住者企業税務事項連絡状」を送付し、非居住者企業の税務事項を知らせなければならない</p>	<p>第 12 条第一款</p> <p>出資持分譲渡側が同一の国外企業の持分直接譲渡を通じて 2 項目以上の中国課税財産の間譲渡取引をもたらした場合、本公告の規定に基づき徴税を行わなければならない。2 ヶ所以上の主管税務機関に関わる場合、持分譲渡側は各主管税務機関にそれぞれ企業所得税を申告納付しなければならない。</p>

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号 上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路 88 号 7、8 棟 1 階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北楼 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大厦 16 樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大厦 8 樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西岗区中山路 147 号 森茂大厦 4 樓-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599